

ユニット型介護老人福祉施設 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人ふたあら福祉会
特別養護老人ホーム わかば園ユニット

「指定介護老人福祉施設（ユニット型）」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(秋田県指定 第0571051515号)

当施設は、利用者に対して指定介護福祉施設サービス（ユニット型）を提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ふたあら福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168番地の1 |
| (3) 電話番号 | 018-877-7077 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 齊 藤 豊 隆 |
| (5) 設立年月日 | 平成 3年 5月22日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設（ユニット型） |
| (2) 事業の目的 | 家庭での介護が困難な要介護者に対し、入浴・排泄・家事等の介助やその他の日常生活のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をいたします。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム わかば園ユニット |
| (4) 施設の所在地 | 秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168番地の1 |
| (5) 電話番号 | 018-877-7077 |
| (6) 施設長（管理者）氏名 | 鈴木 幸 喜 |
| (7) 当施設の運営方針 | |

施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう目指します。

また、利用者の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。

- (8) 開設年月 平成19年 4月 1日
- (9) 入所定員 ユニット型－3ユニット各10人 合計30人
短期入所生活介護（空床型ユニット型）

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

各ユニットそれぞれ以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は全室個室となっており、利用者の希望と心身の状況等を考慮し、ユニット及び居室の選定を行っております。

居室・設備の種類	室 数	備 考
基 本 室	10室×3ユニット (合計30室)	14.26㎡(21室) 14.12㎡(9室)
共同生活室	各ユニットに1室	食堂スペースを含む
台 所	各ユニットに1室	
浴 室	各ユニットに1室	他に中間浴槽室1室

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置>

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人員数	勤務体制・資格など
施設長（管理者）	1名	常勤・兼務 社会福祉士
生活相談員	1名以上	常勤・兼務 社会福祉士
介護支援専門員	1名以上	常勤・兼務 介護支援専門員
看護職員	1名以上	常勤・兼務 看護師、准看護師
介護職員	9名以上	非常勤・常勤・兼務 介護福祉士
医師（嘱託医）	2名	非常勤・兼務 男鹿加藤診療所、杉山病院
機能訓練指導員	1名以上	常勤看護職員兼務
管理栄養士	1名以上	常勤・兼務 管理栄養士
調理職員	1名以上	非常勤・常勤・兼務 調理師
事務職員	3名以上	常勤・兼務
運転手・園内管理	1名以上	常勤・兼務
その他職員	2名以上	非常勤・兼務 宿直員

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1.医師（内科）	月2回 第1・3 木曜日 回診
2.医師（精神科）	月2回 第1・3 火曜日 回診
3.介護職員（ユニット型）	早番 6：00～15：00…… 3名（平常） 6：30～15：30 日勤 9：30～18：30…… 3名（平常） 9：00～18：00 10：00～19：00 7：30～12：30 遅番 12：30～21：30…… 3名（平常） 11：30～20：30 12：00～21：00 夜勤 21：20～ 6：20…… 2名
4.看護職員（ユニット型）	ユ1 8：30～17：30 } 1名以上 ユ2 9：00～18：00 } ※夜間は緊急の場合に備えて連絡体制を整備してあります。
5.管理当直者	宿直 17：30～ 9：00…… 1名

※土曜日、日曜日、祝日、行事等により上記と異なる場合があります

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7割から9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・管理栄養士等の立てる献立表により、利用者の栄養状態並びに身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。また、利用者の心身の状況に応じて、簡単な調理等を行っていただくように援助いたします。
- ・摂食や嚥下が困難な方にも、できる限り経口より栄養を摂ることができるように援助します。

（食事時間は、おおむね次の通りとなります）

朝食＝7：20～8：00 昼食＝12：00～12：40 夕食＝17：45～18：25

②入浴

- ・利用者の心身の状況や生活習慣等に合わせて、適切に入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりの方でも特別浴槽や中間浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・終末期において施設での看取りを希望される方は、最後までその方らしい生活ができるように支援します。

⑥その他自立への支援

- ・利用者自身が役割を持って生活が行えるように援助します。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

6. サービスの内容

介護度に応じた施設サービス計画を作成し、利用者、家族の同意を得た上で、計画に応じた介護サービスを提供いたします。

種 類	内 容
介 護 全 般	利用者の心身の状況に応じ、自己決定と自立支援を大切に、日常生活の充実を図りながら接遇させていただきます。また、重度の介護の必要な方や認知症に対しても、適切な技術をもって対応いたします。さらに、利用者、家族の希望に基づき、看取り介護についても嘱託医と連携して行ってまいります。
食 事	利用者の栄養状態を基に管理栄養士を中心に話し合い、その上でその方に合った食事を1日3食、原則として食堂内配膳いたします。また、昼食の選択食などを行います。さらに、それぞれの病態に応じた食事の提供もいたします。 《食事時間》 朝食7：20～ 昼食12：00～ 夕食17：30～
入 浴	基本的には週2回以上行います。なお、身体状況等に応じ、特殊浴槽（ストレッチャー浴）での入浴も行います。また、入浴が困難な場合は清拭を行います。 入浴後に整髪、爪きりなども行います。
排 泄	心身の状況に応じ、トイレ誘導など適切な方法で排泄の自立を目指します。それが困難な場合はオムツ等を使用いただき、定時交換のほか、汚れた場合はその都度交換するなど適切な介護を行います。
体 位 変 換	心身の状況に応じ、エアーマットの使用や適切な方法での体位変換などを行います。

離 床	寝たきり防止のため心身の状態に応じ、車椅子などの補助具を使用するなどして、離床のお手伝いをいたします。
生 活 援 助	シーツなどは週 1 回のほか、汚れた場合はその都度交換いたします。また、居室、共用部分の清掃を行います。
相 談・援 助	利用者や家族に対して、生活・介護・環境等に関する相談・助言を行います。
レクリエーション	レクリエーション、クラブ活動、行事などを提供いたします。
理 髪・美 容	毎月 2 回の出張理髪をご利用いただけます。
洗 濯	施設内で可能な洗濯を行います。背広や和服、ウール製品などは、クリーニング店の宅配サービスをご利用いただけます。
日 用 品	日常生活に要する消耗品（石鹸・シャンプー・リンス・おしぼり・トイレットペーパー等）を提供します。
物 品 購 入	隔週金曜日の出張売店をご利用いただけます。また、利用者、ご家族が買い物できない場合は、買い物の代行を行います。
健 康 管 理	隔週の嘱託医による回診と嘱託医の指示による医療処置、定期健康診断・健康相談を行います。
諸 手 続 き	関係機関などへの諸手続きで、利用者、家族が対応できない場合は、手続きの代行を行います。
そ の 他	宅配便・郵便物・新聞・電話の取次ぎなどを行います。また、手紙などの代筆も行います。

7. 利用料

(1) 保険給付

下記について詳細は「利用料金表」のとおりです。

区 分	内 容
利 用 者 負 担	要介護度に応じた介護報酬の告示上の自己負担額と、対象となる加算についての自己負担額との合算額を支払っていただきます。 夜勤職員配置加算 夜勤職員を 3 名配置（通常 2 名）し、夜間も手厚い介護に当たる。 看護体制加算 常勤の看護師を 1 名以上配置（Ⅰ）し、さらに基準配置人員より看護職員を多く配置（Ⅱ）して、異常の早期発見に努めると共に 24 時間連絡体制を確保している。 サービス提供体制強化加算 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上配置している。もしくは、勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35%以上配置している。 精神科医療養指導加算 精神科医による定期的な療養指導を月に 2 回以上行う。 初期加算 入居した日から起算して 30 日以内の期間及び 30 日を超える入院後に再び入居した場合。 1 割負担 1 日 30 円・2 割負担 1 日 60 円・3 割負担 1 日 90 円

	安全対策体制加算 事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に、算定します。 1割負担 入居時に1回 20円・2割負担 入居時に1回40円 3割負担 入居時に1回 60円 科学的介護推進体制加算 入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。 1割負担 月40円・2割負担 月80円・3割負担 月120円 福祉施設外泊時費用 利用者が、入院した場合には、入院日と退院日を除き、2日目から7日目までの6日間に限りお支払いいただきます。また、月をまたいで入院の場合には、1か月に6日を限度としてお支払いいただきます。外泊をした場合も同様の扱いになります。 1割負担 1日246円・2割負担 1日492円 3割負担 1日738円 看取り介護加算 嘱託医、常勤の看護師などが連携して、24時間連絡体制を確保し、利用者本人またはご家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合には、その死亡月においていただきます。 死亡日 1割負担 1, 280円・2割負担 2, 560円 3割負担 3, 840円 死亡日の前日と前々日 1割負担 680円・2割負担 1, 360円 3割負担 2, 040円 死亡日以前4日以上30日以下 1割負担 144円・2割負担 288円・3割負担 432円 死亡日以前31日以上45日以下 1割負担 72円・2割負担 144円・3割負担 216円 介護職員等処遇改善加算 介護職員等の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上・キャリアアップ等の取り組みに使われます。 (基本サービス費＋各種加算減算) × 14.0%を加算します。 協力医療機関連携加算 医療機関（協力医療機関）と連携し相談対応を行う体制が確保できていることや、入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催している場合に算定します。協力医療機関との間で情報を共有することに同意していただきます。 1割負担 月50円・2割負担 月100円・3割負担 月150円 高齢者施設等感染症対策向上加算 高齢者施設における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関（協定医療機関）との連携体制を確保している場合に算定します。 1割負担 月10円・2割負担 月20円・3割負担 月30円
--	--

(2) 保険給付外（食費・居住費）

下記について詳細は「利用料金表」のとおりです。

区 分	内 容
食 費	食事の提供に要する費用（食材料費・調理費相当分）について、所得段階に応じた自己負担額を支払っていただきます。
居 住 費	居住に要する費用を個室（光熱水費・室料相当分）について、所得段階に応じた自己負担額を支払っていただきます。

※入院又は外泊期間中において、居室が契約者のために確保されている場合は、所得段階に応じた自己負担額の居住費を支払っていただきます。

(3) 保険給付外（特別なサービス）

下記については、その都度実費を直接業者に支払っていただきます。

区 分	支 払 対 象
理 髪・美 容	理髪・美容の代金。
施 設 外 洗 濯	クリーニング店へ依頼の洗濯代金。
物 品 購 入	売 店 で 購 入 す る お や つ な ど の 代 金 。 日常生活を送る上で必要な物品（衣類・スリッパ・歯ブラシなど）の購入、個別に希望する消耗品（整髪料・化粧品など）の購入、嗜好品の購入などの代金。 買 い 物 を 代 行 し た 場 合 の 買 い 物 代 金 。
金 銭 管 理	利用者その家族から依頼があれば、1日30円で管理いたします。
そ の 他	医療費等

(4) 特別養護老人ホームわかば園ユニット 利用料金表 (令和6年8月1日～)

単位：円

要介護度	介護サービス費(日額)	看護体制加算(I)	看護体制加算(II)	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算	精神科指導加算	介護職員等処遇改善加算	小計 ①	負担限度額の階層	食費 (日額) ②	居住費 (日額) ③	金銭管理費 (日額) ④	1日当たりの料金 ①+②+③+④	1ヶ月(30日) 当たりの利用料金
要介護1	768	4	8	18	22	5	116	941	第1段階	300	880	30	2,151	64,515
									第2段階	390	880	30	2,241	67,215
									第3段階①	650	1,370	30	2,991	89,715
									第3段階②	1,360	1,370	30	3,701	111,015
									第4段階	1,445	2,066	30	4,482	134,445
	1,536	8	16	36	44	10	231	1,881	2割負担	1,445	2,066	30	5,422	162,660
	2,304	12	24	54	66	15	347	2,822	3割負担	1,445	2,066	30	6,363	190,875
要介護2	836	4	8	18	22	5	125	1,018	第1段階	300	880	30	2,228	66,841
									第2段階	390	880	30	2,318	69,541
									第3段階①	650	1,370	30	3,068	92,041
									第3段階②	1,360	1,370	30	3,778	113,341
									第4段階	1,445	2,066	30	4,559	136,771
	1,672	8	16	36	44	10	250	2,036	2割負担	1,445	2,066	30	5,577	167,311
	2,508	12	24	54	66	15	375	3,054	3割負担	1,445	2,066	30	6,595	197,852
要介護3	910	4	8	18	22	5	135	1,102	第1段階	300	880	30	2,312	69,371
									第2段階	390	880	30	2,402	72,071
									第3段階①	650	1,370	30	3,152	94,571
									第3段階②	1,360	1,370	30	3,862	115,871
									第4段階	1,445	2,066	30	4,643	139,301
	1,820	8	16	36	44	10	271	2,205	2割負担	1,445	2,066	30	5,746	172,373
	2,730	12	24	54	66	15	406	3,307	3割負担	1,445	2,066	30	6,848	205,444
要介護4	977	4	8	18	22	5	145	1,179	第1段階	300	880	30	2,389	71,663
									第2段階	390	880	30	2,479	74,363
									第3段階①	650	1,370	30	3,299	96,863
									第3段階②	1,360	1,370	30	3,939	118,163
									第4段階	1,445	2,066	30	4,720	141,593
	1,954	8	16	36	44	10	290	2,358	2割負担	1,445	2,066	30	5,899	176,956
	2,931	12	24	54	66	15	434	3,536	3割負担	1,445	2,066	30	7,077	212,318
要介護5	1,043	4	8	18	22	5	154	1,254	第1段階	300	880	30	2,464	73,920
									第2段階	390	880	30	2,554	76,620
									第3段階①	650	1,370	30	3,304	99,120
									第3段階②	1,360	1,370	30	4,014	120,420
									第4段階	1,445	2,066	30	4,795	143,850
	2,086	8	16	36	44	10	308	2,508	2割負担	1,445	2,066	30	6,049	181,470
	3,129	12	24	54	66	15	462	3,762	3割負担	1,445	2,066	30	7,303	219,090

8. 嘱託医

- (1) 医療機関の名称 男鹿加藤診療所
医院長名 越 川 智 康
所在地 男鹿市脇本脇本字下谷地 3 9 番地 1
電話番号 0 1 8 5 - 2 2 - 2 0 0 1
診療科目 内科・循環器内科
協力契約の内容 ①利用者への定期的な診察（月 2 回／1 回 2 時間）
②利用者の容体が急変した場合の緊急対応措置
③利用者が入院の必要がある場合の医療機関の紹介

- (2) 医療機関の名称 杉山病院
医院長名 猪 股 良 之
所在地 潟上市昭和大久保北野出戸道脇 4 1
電話番号 0 1 8 - 8 7 7 - 6 1 4 1
診療科目 内科・精神科・神経科
協力契約の内容 ①利用者への定期的な診察（月 2 回／1 回 1 時間）
②利用者の容体が急変した場合の緊急対応措置
③利用者が入院の必要がある場合の医療機関の紹介

(3) 利用者の医療

1. 病気やけがの治療はホームの嘱託医、または利用者が選択する医療機関で受けていただくことになります。
2. 医療費は、医療保険制度で支給される以外の費用は利用者の負担となります。
3. 通院時の付き添い、入退院の送迎は致しますが、入院中の付き添いはしません。なお、入院が長引くようであった場合は退居となります。

9. 協力医療機関と医療

医療機関の名称	厚生連湖東厚生病院	(秋田県南秋田郡八郎潟町)
	大坂歯科医院	(秋田県潟上市昭和)
	ふただ歯科クリニック	(秋田県男鹿市船越)

1 0．非常時・災害時の対策

- (1) 担当者(防火管理者) 災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者) 職・氏名：(センター長 鈴木信久)

- (2) 非常時の対応 別に定める「特別養護老人ホームわかば園消防計画」等により対応します。
- (3) 非常通報の体制 非常火災通報体制は、非常通報装置により所轄消防署への通報および施設職員への連絡体制を確保しています。
- (4) 近隣との協力関係 飯田川消防団第1分団および羽立1区町内会、田屋地区町内会と非常時の応援協力体制について確保しています。
- (5) 非常時の訓練 別に定める「特別養護老人ホームわかば園防災計画」により、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
- (6) 防災設備の概要 消防法および建築基準法に定められた火災報知器(煙感知器68個)、スプリンクラー、消火器(屋内27本)、屋内消火栓11基、排煙装置16ヶ所、担架2等

1 1．事故発生時の対応

指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、県及び秋田地域振興局、利用者の家族、その他関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。そして、事故発生的事实を正確に記録・調査し、利用者の家族等に事故発生状況やその後の対応について説明致します。また、その分析を通じた改善策についての研修を職員に対し定期的に行います。

事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。

利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2．施設利用の留意事項

- ①事故保証 施設サービスの提供中に、不可抗力により生じた損害、事故については、利用者、施設双方で協議することとします。
- ②来訪・面会 来訪者は面会時間を遵守し、必ず職員に申し出てください。また、来訪者がやむを得ず宿泊される場合には事前に許可を得てください。
- ③外出・外泊 外出、外泊の際には、必ず行き先および帰宅時間並びに同行される方の氏名等を職員に届出してください。

④居室・設備・器具の使用

施設内の居室や設備、器具の利用は、本来の用途に従ってご利用ください。これに反し、故意または過失により損害を与え、備品等の形状を著しく損なったときは、その損害を賠償、または原状回復の費用を負担していただきます。

⑤喫煙・飲酒

タバコは指定場所にて喫煙していただきます。喫煙・飲酒については、家族及び医師と相談の上考慮します。

⑥迷惑行為等

利用者が、他の利用者や職員に対し、著しい迷惑になる行為（全てのハラスメント行為等）があり、話し合いにより改善される見通しが無い場合は、家族と施設双方で協議し、今後の処置を決めます。

⑦所持品の管理

所持品は必要最小限とし、その預かりについては原則行いません。ただし、やむを得ない事情による場合は話し合いによります。

⑧現金等の管理

有料で管理いたします。ただし、管理する現金等が高価な場合は対応しかねる場合もあります。

⑨宗教・政治活動

利用者の方々に安心してご利用していただくため、一切その活動はお断りします。

⑩動物飼育等

ペット等の持ち込み、飼育は施設の構造上および衛生上できません。

⑪所持金

利用者の所持金は上限2千円とし、紛失した場合は自己責任とします。

1 3. 入居・退居等

入居は契約書、運営規程、管理規程等に基づき開始されます。また、契約書、運営規程上の契約の解除項目に該当する場合は退居することになります。主な例は以下のとおりです。

①利用者から退居の申し出があったとき（在宅復帰、他施設への入所等）

②利用料の滞納（3ヶ月）

③感染症等への罹患（入院治療等）

④他の利用者への影響が大きいとき

⑤介護認定の更新により要介護度が要支援、自立と認定されたとき

⑥平成27年4月1日以降に入居された方については、要介護1・2であって、特列入所要件に該当しなくなった場合

⑦3ヶ月を超える入院

1 4. 緊 急 時 対 応

管理者は、利用者が急病又は火災等の災害により緊急時対応を必要とする事態が生じたときは、利用者に対して必要な措置及び家族への説明等を講じるものとします。

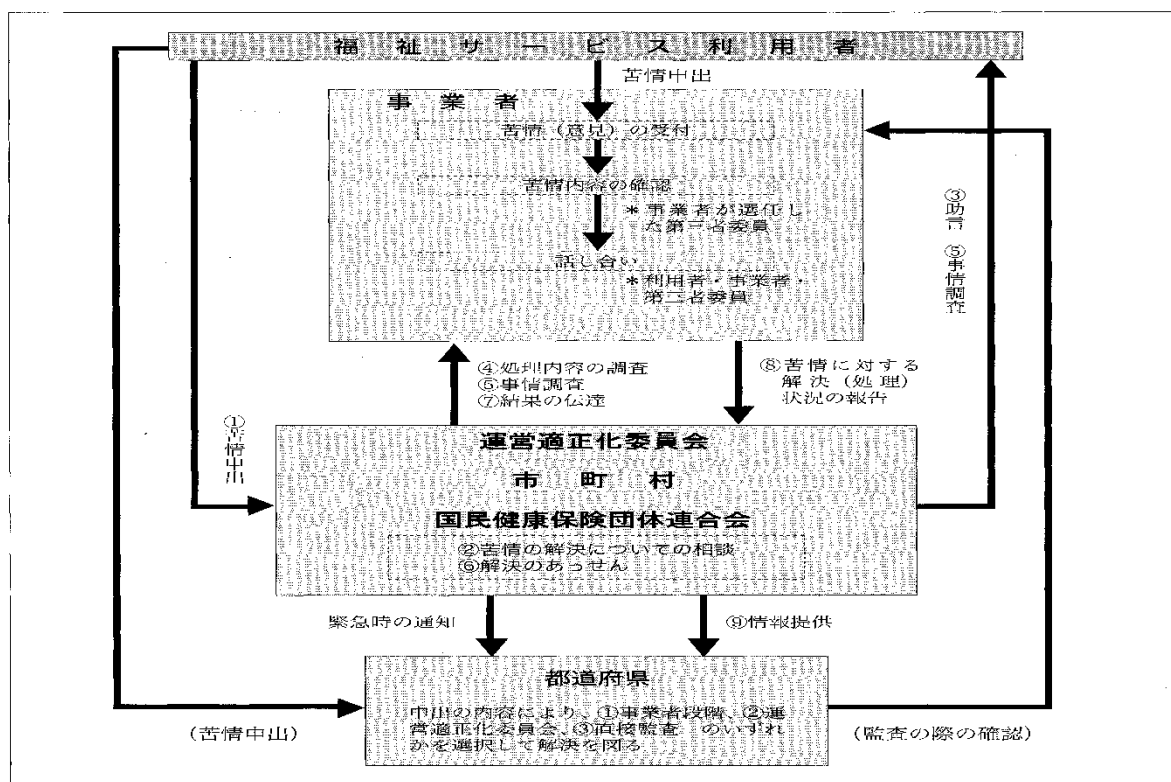
15. 苦 情 処 理

利用者、またはその家族から提供したサービス等に関する苦情があった場合、迅速かつ適切に対応する為に、苦情受付窓口・担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者： 生活相談員 門 間 介 ご利用時間： 毎日午前9時00分から午後6時00分 ご利用方法： 電話 018-877-7077 Fax 018-877-7036 めやす箱： 玄関に設置
社会福祉法人ふたあら福祉会 サービス苦情処理解決 第三者委員会	小玉喜久子 鑑 智子 淡路 典子
秋田県運営適正化委員会	秋田県福祉サービス相談支援センター TEL 018-864-2726 Fax 018-864-2702
潟上市	健康長寿課（長寿支援班） TEL 018-853-5323
秋田市	介護保険課 TEL 018-888-5674
男鹿市	介護サービス課 TEL 0185-24-9119
井川町	健康福祉課 TEL 018-874-4117
五城目町	健康福祉課 TEL 018-852-5107
八郎潟町	福祉課 TEL 018-875-5808
三種町	福祉課 TEL 0185-85-2247
秋田県国民健康保険団体連合会	相談専用電話 TEL 018-883-1550

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



16. 高齢者虐待防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①定期的に研修を実施し、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ⑤虐待防止のための指針の整備をしています。
- ⑥サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

高齢者虐待対応窓口

当施設虐待防止に関する責任者	生活相談員 門 間 介 TEL 018-877-7077
秋田県健康福祉部 長寿社会課	TEL 018-860-1361
潟上市地域包括支援センター	TEL 018-853-5318

17. 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、施設として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 8. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ②施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

1 9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2 0. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	令和 年 月 日
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

特別養護老人ホームわかば園ユニット

施 設 長 鈴 木 幸 喜 様

介護サービスの提供開始に係る同意書

私は、本書面に基づいて、特別養護老人ホームわかば園ユニットについての重要事項及び利用料金の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意し、この書面を受領しました。

令和 年 月 日

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者の家族（身元引受人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____